

食肉処理加工施設の施工が不適切

2件 不当金額(支出) 1901万円

1 交付金事業の概要

2事業主体は、平成30年度に、鳥獣被害防止総合対策交付金事業により、食肉処理加工施設として、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により木造施設(以下「木造建築物」)の建築等を実施した。

木造建築物は、建築基準法等に基づき、地震や風により生ずる全ての方向の水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間方向及び桁行方向に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」等に基づき、耐力壁の種類、柱の位置等に応じて、必要な引抜耐力を有する金物等を選定して、梁、土台、基礎コンクリート等と接合することとなっている。

(注1) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

2 検査の結果

2事業主体において、請負人が設計と相違して、梁、土台等との接合箇所の一部に引抜耐力が不足している金物を使用して施工していた事態が見受けられた。

梁、土台等との接合が適切でない柱で構成された壁は耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向及び桁行方向のそれぞれにおいて、水平力に対して必要な耐力壁の長さを大幅に下回るなどして、木造建築物の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計1901万円が不当と認められる。

<事例>

特定非営利活動法人里の恵み山溪会(島根県出雲市所在)は、出雲市佐田地内において、有害鳥獣の肉を地域資源として有効活用を図ることなどを目的として、食肉処理加工施設(木造2階建て)の建築等を行った。

しかし、筋交いなどを取り付けた耐力壁を構成する1階及び2階の出隅の柱計8本のうち計6本について、施工の際に、請負人は、誤って引抜耐力が不足している金物を使用して柱と梁、土台等とを接合していた。

このように、梁、土台等との接合が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、1階部分の張り間方向で12.00m、2階部分の桁行方向で2.00mとなり、水平力に対して必要な耐力壁の長さ28.71m、4.29mをそれぞれ大幅に下回っていた。

したがって、本件施設(工事費等相当額計2182万円、交付金相当額計839万円)は、施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認め る国庫補助 金等相当額
					円	円	円	円
中国四 国農政 局	島根県	特定非営利活 動法人里の恵 み山溪会 (事業主体)	鳥獣被害防 止総合対策 交付金	平成 30	2770万 (2770万)	1065万	2182万 (2182万)	839万
九州農 政局	鹿児島県	出水市 合同会社大幸 (事業主体)	同	30	4336万 (4016万)	2008万	2293万 (2123万)	1061万
計		2事業主体			7107万 (6786万)	3073万	4476万 (4306万)	1901万